

咸臨丸とサラキ岬に夢みる会 役員名簿

任期 2007.4.1～2010.3.31

	役職名	数	氏 名			
顧問	顧問	若干名	合田一道	松本善之	中村 力	小浅悌司
			小林賢吾			

三役	会長	1	久保義則			
	副会長	若干名	竹田則幸	舛野信夫	手塚通隆	清水美佐雄
			椛沢三次			
会計	2	中森則明	松村信子			
会計監査		2	吉澤 徹	佐藤裕史		

事務局	局長	1	多田賢淳			
	局員	若干名	伊藤光雄	工藤嗣美	竹村照清	東出文雄
			長江郁孝			

# 咸臨丸とサラキ岬に夢みる会会則

## (名称)

第1条 本会の名称は、咸臨丸とサラキ岬に夢みる会（以下、本会という）と称する。

## (事務局)

第2条 本会の事務局は、木古内町観光協会内におく。

## (形態)

第3条 本会は木古内町観光協会の包括団体とする。

## (目的)

第4条 本会は、会員の知恵と行動力を結集して、歴史遺産である咸臨丸を掘り起こし、自然豊かなサラキ岬を交光の拠点として研究開発することによって、地域が誇れる歴史及び観光文化を創造して地域の活性化を図ることを目的とする。

## (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
咸臨丸や郷土の歴史的調査及び学習  
海浜や丘陵地を利用したサラキ岬の開発整備  
町内外への情報提供と収集  
咸臨丸や郷土史に関係する団体との交流  
観光産業と観光文化の創造  
咸臨丸やサラキ岬を活用したイベントの企画実施  
会員の意見交換及び親睦を図る例会  
その他目的達成に必要な事業

## (会員)

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同する町内外に在住及び勤務する高校生以上の者と  
する。

2. 会員は本会で定められた会費を納入する。

## (賛助会員)

第7条 本会の目的に賛同し協力支援する個人・団体・事業所を賛助会員とする。

2. 賛助会員は本会で定められた賛助会費を納入する。

## (会費)

第8条 本会の会費は総会で定める。

## (役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 会計 2名  
地区班長 若干名 専門部会長 若干名

## (役員を選出)

第10条 本会の役員を選出は下記のとおりとする。

会長、副会長、会計、地区班長は役員会で推薦し、総会で承認する。

専門部会長は部会内で推薦し、役員会で承認する。

専門部会長は部会内において副部会長を若干名選任することができる。

## (役員の任期)

第11条 本会の役員の任期は3年とする。

但し、再任は妨げない。また年度途中で補任された場合はその残任期間とする

## (役員の仕事)

第12条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

会長 本会の会務を統括する。

副会長 会長を補佐し、会長が事故あるときはこれに代わる。

会計 本会の財務管理をする。

地区班長 地区内会員の会費の徴収、及び広報紙案内等を班内会員へ配付する。

専門部会長 部会内の運営を統括し、部会の意見を会務に反映する。

( 会計監査 )

- 第13条 本会に会計監査を2名おく。
- 2 . 会計監査は総会で選出し、その任期は3年とする。
  - 3 . 会計監査の役務は本会の財務及び事務を監査する。

( 事務局員 )

- 第14条 本会に事務局長を1名、事務局員を若干名おく。
- 2 . 事務局長及び局員は役員会で推薦し、総会で承認し、その任期は3年とする。
  - 3 . 事務局長及び局員の役務は本会の事務全般とする。

( 顧問 )

- 第15条 本会に必要な応じて顧問を若干名おく。
- 2 . 顧問は役員会で推薦し、会長が承認する。
  - 3 . 顧問は必要な応じて役員会等に意見を具申する。

( 会議 )

- 第16条 本会の会議は次のとおりとする。
- 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。
- 総会は会員の四分の一の出席者をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。
- 三役会は、会長・副会長・会計をもって構成し、会長が必要と認めたときにこれを招集する。
- 役員会は、会長・副会長・会計・地区班長・専門部会長をもって構成し、会長が必要と認めたときにこれを招集する。
- 専門部会は部会内会員をもって構成し、専門部長が必要と認めたときにこれを招集する。また必要な応じて三役も出席する。

( 例会 )

- 第17条 本会の会員の意見交換や学習及び交流親睦を図るための例会を行う。
- 2 . 例会は役員会で協議し年間を通して定期的開催する。

( 専門部会 )

- 第18条 本会会員の知識や経験を活かして事業を円滑に遂行するために、専門部会をおくことができる。
- 2 . 専門部会は役員会及び総会で協議し、必要な応じて設置する。

( 経費 )

- 第19条 本会の経費は下記のもので賄う。
- |     |      |     |      |     |    |
|-----|------|-----|------|-----|----|
| 会費  | 賛助会費 | 助成金 | 事業収入 | 寄付金 | 基金 |
| その他 |      |     |      |     |    |

( 会計年度 )

- 第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

( 会則の変更 )

- 第21条 本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

- 附 則 本会則は、平成16年10月8日をもって施行する。  
本会則は、平成17年4月10日改正する。